

23 啓発の概要

(1) 第45回衆議院議員総選挙・第21回最高裁判所裁判官国民審査臨時啓発事業実施要領

第1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の重要性を認識し、選挙の正しいルールを守りながら、進んで投票に参加する必要がある。

このため、県と市町の選挙管理委員会が一体となり、さらに民間団体の協力を得ながら、「投票参加」と「きれいな選挙」を強力に推進する。

第2 第45回衆議院議員総選挙臨時啓発重点事項

①きれいな選挙の呼びかけ

政治に対する信頼を確立し、議会制民主政治の健全な発展を期するためには、その基本である選挙をきれいなものにすることが必要である。

このため、選挙のルールを守ったきれいな選挙の実現を有権者および候補者等に強く訴える。

②投票参加の呼びかけ

選挙は、国民が政治に参加する最も重要な基本的な機会であり、積極的な投票参加は民主政治の健全な発展のために欠かすことのできないものである。

近年、投票率の低下が見受けられ、特に若い世代においてその傾向が顕著であることから、若い世代に重点を置いた啓発活動を推進するため新規に次の活動を行う。

i 明るい選挙推進青年活動隊（C E P T）の協力を得て、街頭啓発やラジオ番組等への出演のほか、新たに期日前投票所投票立会人へ委嘱する。

ii コンビニエンスストア等での啓発資材の掲示・配付のほか、新たにインターネットカフェ、ゲームセンター等若い世代が集まる場所でも掲示・配付する。

iii 県内在住者がインターネット（Yahoo! J A P A N）へアクセスした際に、画面に選挙広告を掲示する。

iv 企業のHPへ選挙バナーを掲示、またタクシーに啓発ステッカーを掲示する。

第3 啓発標語の設定

上記重点事項を推進するため、啓発標語を設定する。

「行ってきて！ボクの未来がかかってる！！」

第4 事業の進め方

① 総務省（中央選挙管理会）および市町選挙管理委員会と緊密な連携を保ちつつ、福井県明るい選挙推進協議会、市町明るい選挙推進協議会など各種団体との協力のもと、重点かつ効果的に事業を推進する。

② 各報道機関との密接な協力体制を確立し、各種広報媒体等の積極的な活用を通じて、重点事項に対する県民の意識の高揚を図る。

第5 実施計画

別紙のとおり。

(2) 第45回衆議院議員総選挙および第21回最高裁判所裁判官国民審査臨時啓発事業実施計画

投票率1%アッププロジェクトV

公示日	8月18日(火)
投票日	8月30日(日)

○重点実施項目「若い世代に対する啓発」

① 明るい選挙青年活動隊(C E P T)の協力を得て啓発活動を実施

- ・一日選挙管理委員に委嘱し、候補者に対し明るい選挙の実践の呼びかけ
- ・ショッピングセンター等での街頭啓発への参加
- ・ラジオ番組等への出演
- ・期日前投票所投票立会人への委嘱

②若い世代が集まる場所での啓発資材の掲示・配付

- ・コンビニエンスストア、インターネットカフェ、ゲームセンター等でのポスター・卓上広告塔の掲示、ウエットティッシュの配付
- ・自動車学校路上教習車へのステッカー掲示
- ・県内在住者がインターネット(Yahoo! JAPAN)へアクセスした際、画面に選挙広告を掲示

○臨時啓発の事業項目

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
1 街頭等におけるキャンペーン			
(1)一日選挙管理委員による啓発	・一日選挙管理委員を選任し、候補者に対し明るい選挙の実践を要望	8月19日(水)	全県下
(2)明るい選挙推進青年活動隊(C E P T)による啓発	・青年活動隊のラジオ番組への出演等により、若者に対し投票の呼びかけを実施 ・期日前投票所投票立会人への委嘱	8月18日(火) ～8月30日(日) 8月21日(金) 24日(月)	坂井市 永平寺町
(3)キャラバン隊による啓発	・県内のショッピングセンター等でキャラバン隊による投票呼びかけ(啓発物の配布等。C E P Tの協力を得て実施)	8月22日(土)	福井市他
2 報道機関利用による啓発			
(1)テレビスポット放送 ラジオスポット放送	・県内初のプロ野球チーム「ミラクルエレファンツ」出演のスポットCMを作成 ・FBC、ftbで放送 ・FBCラジオ、FM福井等で放送	8月18日(火) ～8月30日(日)	全県下
(2)新聞等への啓発広告	・地元紙および全国紙の県内版等に掲載	〃	〃
(3)県広報媒体による啓発	・テレビ・ラジオの県広報番組、県政だより等の各紙新聞における広報	〃	〃
(4)報道機関への啓発協力依頼	・NHK、民放、CATVへの啓発協力依頼	〃	〃
(5)フリーペーパーへの広告掲載	・フリーペーパーに広告を掲載	8月26日号	〃

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
3 啓発資材の配布・掲示による啓発			
(1)公共施設等掲示用ポスターの掲示	・公共機関・銀行・コンビニエンスストア、インターネットカフェ、JR・えちぜん鉄道駅構内、量販店等に掲示	8月18日（火）～8月30日（日）	全県下
(2)電車・バス車内吊り用ポスターの掲示	・えちぜん鉄道・福鉄・JRの電車、福鉄・京福バスの車内に掲示	〃	〃
(3)啓発物の作成・配布	・投票日等を記載した風船、エコバック等を街頭啓発時に配布	8月22日（土）	〃
(4)カウンター用卓上広告塔の作成・配布	・公共機関、銀行、コンビニエンスストア、インターネットカフェ、量販店等のカウンターに設置	8月18日（火）～8月30日（日）	〃
(5)インターネット広告	・県内在住者がインターネット（Yahoo! JAPAN）へアクセスした際、画面に選挙広告を掲示	8月18日（火）～8月30日（日）	〃
(5)公営競技場における館内放送および電光掲示板による啓発	・福井競輪、三国競艇におけるレース期間中を利用	〃	福井競輪 三国競艇
4 広報車等による啓発			
(1)啓発用テープの作成・配布	・広報車による巡回啓発 各市町選挙管理委員に巡回啓発を依頼	8月18日（火）～8月30日（日）	全県下
(2)啓発フロント幕掲示	・福鉄・京福バス等のフロントに投票日周知用の幕を掲示	〃	〃
(3)自動車学校教習車等へのステッカー掲示	・自動車学校の路上教習車にステッカーを掲示 ・タクシーにステッカーを掲示 ・県公用車にステッカーを掲示	〃	〃
5 懸垂幕の掲出等			
(1)懸垂幕、横断幕等の掲出	・主要出先機関に掲出	8月18日（火）～8月30日（日）	全県下
(2)電光ボード等の活用	・福井駅西口2か所、大名町交差点、敦賀駅前等の活用	〃	福井市
6 その他			
(1)民間への協力依頼	・量販店、各種団体等に啓発協力を依頼 (啓発放送等)	8月18日（火）～8月30日（日）	〃
(2)啓発標語の活用	・平成20年度明るい選挙啓発標語最優秀作品 「行ってきて！ボクの未来がかかってる！！」	〃	〃
(3)啓発ソングの活用	・啓発ソング「正義のヒーロー」のCDを活用	〃	〃
(4)庁内放送による啓発	・庁内放送による投票参加の周知	〃	県庁
(5)ホームページ等の活用	・福井県のホームページ・メールマガジンを利用した選挙啓発 ・企業のホームページへの選挙のバナーの掲示および県ホームページへのリンクを依頼	〃	全県下

24 福井県選挙管理委員会委員長談話

(1) 公示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、衆議院議員総選挙の投票日を8月30日とする旨の公示がなされました。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基盤を成すものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会です。

とりわけ、今回の総選挙は、現在の厳しい社会経済情勢の中、私達の暮らしやわが国の今後の進路を決定する上で、極めて重要な意義を持っています。

有権者の皆様におかれましては、自分達の代表者を選ぶ重要な選挙であることを十分認識されて、選挙公報や各政党が頒布するいわゆるマニフェストなどを通じて候補者の人柄や政党の政策を見極め、自らの自由な意思と判断によって日本の将来を託するにふさわしい候補者および政党に貴重な一票を投じられるよう切望します。

今回の総選挙は戦後初めて8月に投票が行われますが、旅行などで投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができますので、こうした制度を十分活用し、大切な一票を棄権することなく行使されることを期待します。

なお、候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ったきれいな選挙を開かれ、有権者の信頼と期待に応えられるよう念願します。

さらに、各市町選挙管理委員会におかれましては、選挙の管理執行に当たっては、厳正かつ公平を旨として万全の体制で臨んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票総参加への呼びかけに御尽力をいただきますようお願いします。

また、最高裁判所裁判官国民審査につきましても、本日、投票日を8月30日とする旨の告示がなされました。各市町選挙管理委員会におかれましては、有権者に対し制度内容を十分周知徹底されるとともに、適切な管理執行をお願いします。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

(2) 投票日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日は、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

今回の選挙は、現在の厳しい社会経済情勢の中、私たちの暮らしやわが国の今後の進路を決定する極めて重要な意義を持っています。

福井県選挙管理委員会は、この選挙の意義を深く認識し、県明るい選挙推進協議会や市町と一緒に、投票への総参加ときれいな選挙の推進を目指して各種啓発活動を実施してきました。特に、福井県明るい選挙活動青年隊C E P Tなどの若者も参加して街頭啓発を行うとともに、若い世代が多く集まる場所での啓発やWebページへのバナー広告など、若者に重点を置いた新たな啓発活動を行い、若者の投票参加を積極的に呼びかけました。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基盤を成すものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会です。

有権者の皆様におかれましては、選挙の大切さを十分認識されて、一人でも多く投票に参加していただくとともに、良識に従い、自らの自由な意思と判断によって日本の将来を託するにふさわしい候補者および政党に、あなたの大切な一票を投じられるよう心から期待します。

なお、衆議院議員総選挙は小選挙区比例代表並立制であり、小選挙区選出議員選挙の投票と比例代表選出議員選挙の投票の二つがありますので、有権者の皆様には貴重な一票が無効にならないよう御注意ください。

また、本日の投開票事務に従事される市町選挙管理委員会の皆様におかれましては、厳正かつ公平を旨として、細心の注意を払ってその管理執行に当たられるようお願いします。

平成21年8月30日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

25 表 彰

総務大臣表彰

(1) 選挙管理委員会委員の部

敦賀市選挙管理委員会 委員長 坂東 佐喜子
ばんどうさきこ

坂井市選挙管理委員会 委員長 日下部 英夫
くさかべひでお

(2) 民間団体・個人の部

福井県明るい選挙推進協議会 委員 古瀬 弼
ふるせせわataru

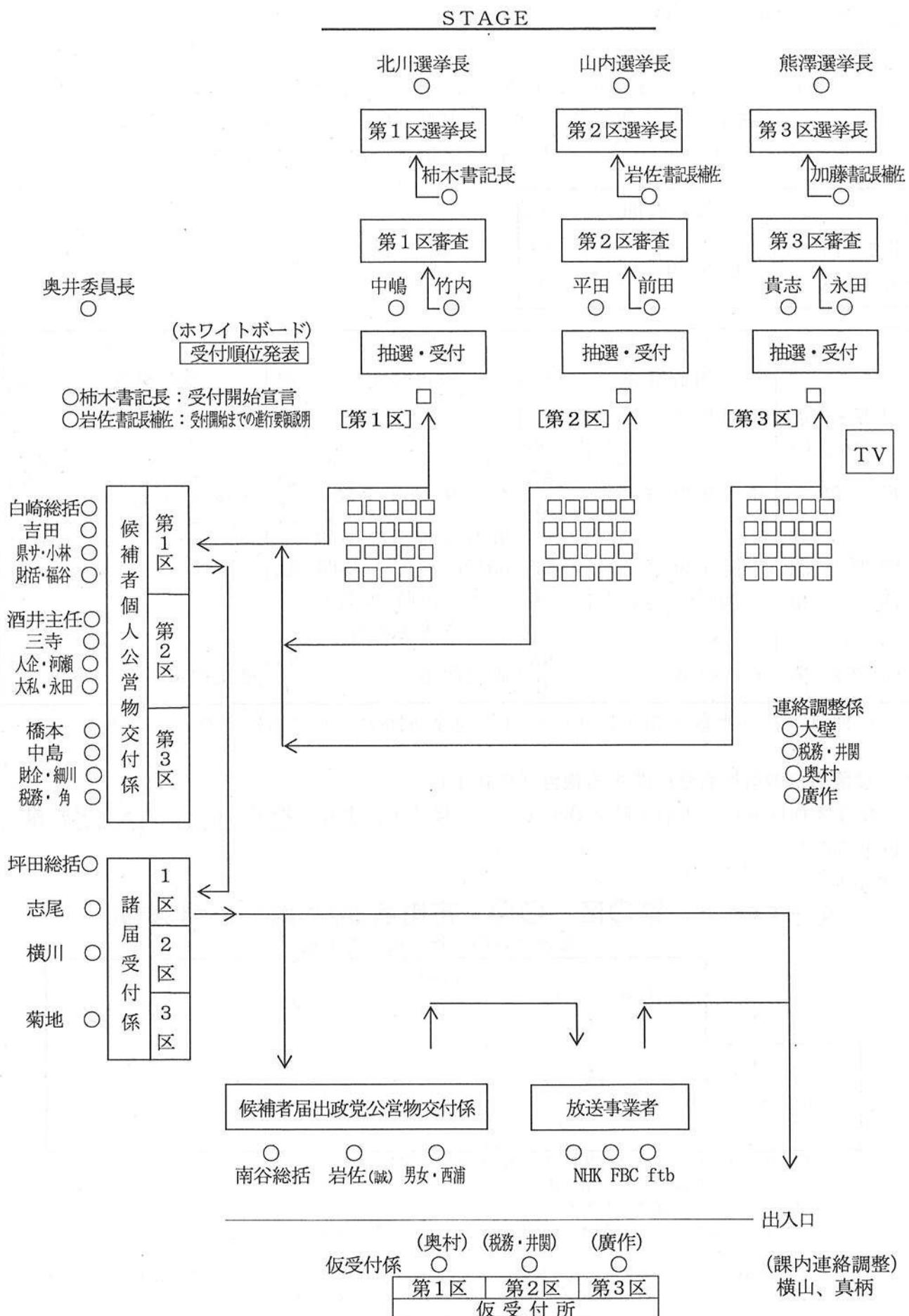
福井市明るい選挙推進協議会 会長 長谷川 喜一郎
はせがわきいちろう

26 立候補届出受付事務分担および配置図

係 名	分 嘉 事 務	担 当 者
総 括	1 立候補届出受付審査事務の総括に関する事務	柿木書記長
仮 受 付 係	1 仮受付所における仮受付 2 選挙区別控え席への誘導 3 黒板の受付順位発表用紙に立候補予定者の氏名を記入	奥村、井関 廣作
抽選・受付係	1 抽選棒による受付順位の決定 2 立候補届出受付時刻の確認 3 届出書・添付書類の確認	竹内、中嶋 前田、平田 永田（暁）、貴志
審 査 係	1 立候補届出受付順位決定のくじの進行 2 届出書類の内容の審査 3 立候補届出の受理・不受理の決定	柿木書記長 岩佐（浩）書記 長補佐 加藤書記長補佐
候補者個人 公営物交付係	1 公営物・諸証明書への立候補届出受理番号の記入 2 公営物・諸証明書の交付 3 受領書の徴収	白崎書記、吉田 小林、福谷 酒井、三寺 河瀬、永田（真） 橋本、中島、 細川、角
諸届出受付係	1 選挙事務所設置届、選挙公営関係諸届出等の受理 2 選挙運動用ビラ証紙の交付（候補者用） 3 公営関係書類の交付	坪田書記、志尾 横川、菊地
候補者届出 政党公営物 交 付 係	1 政党の公営物・諸証明書への届出受理番号の記入 2 選挙運動用ビラ証紙・ポスター証紙の交付（候補者届出 政党用） 3 公営物・諸証明書の交付 4 受領書の徴収	南谷書記 岩佐（誠）、西浦
連絡調整係	1 立候補届出受付会場における事務連絡 2 総務省、市町村、報道機関等の対応その他の連絡業務	岩佐（浩）書記 長補佐 奥村、井関 廣作、大壁

衆議院小選挙区選挙の立候補届出受付場所の配置図

平成21年8月18日(火) 8:30~ (正序)



27 投・開票速報事務について

(1) 投・開票速報要領

◎FAXで報告する事項

1 報告事項等

第45回衆議院議員総選挙および第21回最高裁判所裁判官国民審査の投開票日当日における市町選挙管理委員会（以下「市町」という。）から県選挙管理委員会（以下「県」という。）へのFAXによる報告事項は、次のとおりである。

区分	報告時間	様式
投票当日の有権者数	午前8:30までに	様式1

区分	小選挙区選挙		比例代表選挙		国民審査	
	報告時間	様式	報告時間	様式	報告時間	様式
投票状況 (中間投票率)	午前9:20から 1時間ごとに	様式2	—	—	—	—
投票結果	午後9:30までに	様式3	午後9:30までに	様式3	午後9:30までに	様式3
開票中間速報	午後9:20から 30(20)分ごとに	様式4	8月31日の午前 00:20から1時間 ごと(毎時20分) に〔未確定市町〕	様式5	—	—
開票結果	確定次第	様式6	確定次第	様式7	確定次第	様式8

(注) 期日前投票者数の報告については、別途通知するところにより行うこと。

2 投票当日の有権者数に関する報告（様式1）

8月30日（日）午前8時30分までに、様式1により、指定されたFAX番号に報告すること。

（様式1）



第〇区-〇〇 市町名（福井市、越前市にあっては開票区名）

投票当日の有権者数報告用紙

送信時刻	時 分	送信者	受信者	検印
男	女		計	
国 内	人	人	人	人
在 外				
合 計				

(注) 1 8月30日の午前8時30分までにFAXで報告すること。

2 当日有権者数は、投票結果報告の数と一致しなければならないものであり、後で訂正することがないよう正確に記入すること。

3 期日前投票を行った者のうち、選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。

4 この用紙により報告した後、死亡等が判明し変動した場合は、午後9時30分までに報告することとしている投票結果速報の当日有権者数に正確に反映すること。

3 投票状況（中間投票率）に関する報告（様式2）

(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選出議員選挙」という。）の
みを報告するものとし、次の中間投票状況速報計画に記載の報告時刻までに、
様式2により、指定されたFAX番号に報告すること。

中間投票状況速報計画

回数	現在時刻	市町から県へ 報告する時刻	発表時刻
1	午前 9時00分	午前 9時20分	午前 9時40分
2	10時00分	10時20分	10時40分
3	11時00分	11時20分	11時40分
4	午後 1時00分	午後 1時20分	午後 1時40分
5	2時00分	2時20分	2時40分
6	3時00分	3時20分	3時40分
7	4時00分	4時20分	4時40分
8	5時00分	5時20分	5時40分
9	6時00分	6時20分	6時40分
10	(推計) 8時00分	7時30分	7時50分

- (2) 各市町は、標準的な投票区を選定し、報告すること。
 (3) 第10報については、午後7時現在で午後8時時点の投票率を推計し、報告すること。
 (4) 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）
で算入すること。また、第10報では、内訳として期日前投票者数、不在者投票
者数、当日投票者数を併せて報告すること。
 (5) 在外投票者数は含めないこと。
 (6) 県の発表は、前回(H17.9.11)および前々回(H15.11.9)の投票率と比較して行う。

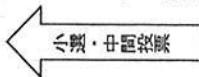
(様式2-1) [第1報～第9報]

← 令和・廿四時限		第〇区一〇〇 市町名 (福井市、越前市にあっては開票区名) 中間投票状況速報用紙										第1報～第9報用	
時00分現在		送信時刻	時 分	送 信 者				受 信 者				検 印	
選挙名	当日の有権者数(国内)			投票者数(国内)			投票率(%)						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
小選挙区	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%			

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
 2 中間投票状況速報は、全17市町が小選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、
棄権者数の報告は要しない。
 3 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報(午後8時推計)で算入することとし、
今回の報告では算入しないこと。
 4 在外投票者数は含めないこと。

(様式2-2) [第10報]

第10報用



第〇区一〇〇 市町名 (福井市、越前市にあっては開票区名)

中間投票状況速報用紙

午後8時00分現在			送信時刻	時 分	送 着	棄 着						検 印
選挙名	当日の有権者数(国内)			投票者数(国内)(A)			投票率(%)					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小選挙区	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
	うち期日前投票者数(B)											
	うち不在者投票者数(C)											
	当日投票者数(D)=(A)-(B)-(C)											

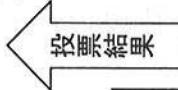
(注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。

- 2 中間投票状況速報は、全17市町が小選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。
- 3 期日前投票および不在者投票の投票者数を算入し、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。
- 4 在外投票者数は含めないこと。

4 投票結果に関する報告(様式3)

- (1) 8月30日(日)午後9時30分までに、様式3により、指定されたFAX番号に報告すること。(報告は、5の開票中間速報の第1報と重ならないよう注意し、集計が終わり次第速やかに報告すること。)
- (2) 小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選出議員選挙」という。)および最高裁判所裁判官国民審査それぞれについて記載すること。
- (3) 小選挙区選出議員選挙および比例代表選出議員選挙は、国内、在外および合計(国内+在外)の区分について、全て報告すること。
- (4) 投票結果に関する報告を迅速かつ正確に行えるよう、あらかじめ各投票管理者(事務責任者)と協議しておくこと。

(様式3)



第〇区一〇〇 市町名 (福井市、越前市にあっては開票区名)

投票結果速報用紙

送信時刻			時 分	送 着	棄 着						検 印	
選挙名	当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小選挙区	国内	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%
	在外											
	合計(内外)											
比例代表	国内											
	在外											
	合計(内外)											
国民審査												

(注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。

- 2 投票結果は、8月30日(日)の午後9時30分までに、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査について、それぞれ記入し、FAXで報告すること。

5 開票中間速報計画（様式4、5）

(1) 小選挙区選出議員選挙

ア 小選挙区選出議員選挙の開票速報計画は、次のとおりである。

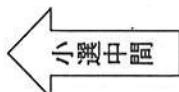
開 票 速 報 計 画

回数	県へ報告する基本時刻 (具体的な時間はp 10を参照)	県の発表時刻
1	午後 9時20分	午後 9時30分
2	9時50分	10時00分
3	10時20分	10時30分
4	10時40分	10時50分
5	11時00分	11時10分
6	11時20分	11時30分
7	11時40分	11時50分
8	午前 0時00分	午前 0時10分
9	0時20分	0時30分
10	0時40分	0時50分
11	1時00分	1時10分
12	1時20分	1時30分
13	1時40分	1時50分
14	2時00分	2時10分
15	2時20分	2時30分

(注) 数分後に開票が確定する見込みである場合でも、上記時刻には必ずそれまでの分につき中間速報を行うこと。

- イ 開票中間速報時刻一覧表に記載された各市町の報告時刻までに、様式4により、指定されたFAX番号に報告すること。
- ウ 上記アの表中「基本時刻」の都度、県で集計を行うので報告時刻を厳守すること。
- エ 越前市（今立開票区）、坂井市、小浜市、越前市（武生開票区）にあっては、第1回報告を省略し、午後9時50分の第2回報告から行うこと。なお、その際の報告回数は、「第2報」からとすること。

(様式4)



第〇区-〇〇 市町名 (福井市、越前市にあっては開票区名)

衆議院小選挙区選出議員選挙 得票中間速報用紙

第 報	午 後 時 分送信	送 信 者	受 信 者		検 印	
					計	
					(開票率 %)	

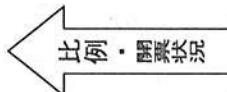
(注) 開票率は、第1報から $\frac{\text{開票数}}{\text{投票者数}}$ で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。

(2) 比例代表選出議員選挙

比例代表選出議員選挙の開票状況速報は、8月31日（月）0時10分現在で確定していない市町のみが、様式5により、午前0時20分までに指定されたFAX番号に報告すること。（ただし、0時20分までに開票結果を様式7により県に報告し、待機解除の連絡を受けた市町を除く。）

以降、毎時10分現在で確定していない市町のみが、毎時20分までにFAXにより報告すること。

(様式5)



第〇区-〇〇 市町名 (福井市、越前市にあっては開票区名)

衆議院比例代表選出議員選挙 開票状況速報用紙

午 前 時 分送信	送 信 者	受 信 者		検 印	
名簿届出政党等別得票数					計
					(開票率 %)

(注) 1 開票率は、 $\frac{\text{開票数}}{\text{投票者数}}$ で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。

2 午前0時10分現在で確定していない市町のみが、午前0時20分までにFAXすること。以後、毎時10分現在で確定していない市町のみが、毎時20分までにFAXすること。

6 開票結果に関する報告（様式6、7、8）

開票が確定したときは直ちに、小選挙区選出議員選挙にあっては様式6、比例代表選出議員選挙については様式7、最高裁判所裁判官国民審査にあっては様式8により、指定されたFAX番号に報告すること。

（1）小選挙区選出議員選挙（様式6）

小選挙区 第〇区-〇〇 市町名（福井市、越前市にあっては開票区名）

衆議院小選挙区選出議員選挙 候補者別得票数（確定）

後 午 前 午 前	時 分 送信 確定 時刻	後 午 前 午 前	時 分 送信 者	受 信 者			検 印
候補者別得票数						得票総数 (A)	
法第68条の2第4項の規定によりあん分の際切り捨てた票数 (B)	いざれの候補者にも属しない票数 (C)	有効投票数 (A)+(B)+(C) (D)	無効投票数 (E)	投票総数 (D)+(E) (F)	持ち帰りその他 (G)	投票者総数 (F)+(G)	

- （注） 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および小選挙区選挙が確定した旨を連絡すること。
 2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は、関係候補者間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算表により確認した後に行うこと。
 3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

（2）比例代表選出議員選挙（様式7）

比例代表 第〇区-〇〇 市町名（福井市、越前市にあっては開票区名）

衆議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等別得票数（確定）

後 午 前 午 前	時 分 送信 確定 時刻	後 午 前 午 前	時 分 送信 者	受 信 者			検 印
名簿届出政党等別得票数							
得票総数 (A)	法第68条の2第4項の規定によりあん分の際切り捨てた票数 (B)	いざれの衆議院名簿届出政党等にも属しない票数 (C)	有効投票数 (A)+(B)+(C) (D)	無効投票数 (E)	投票総数 (D)+(E) (F)	持ち帰りその他 (G)	投票者総数 (F)+(G)

- （注） 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および比例代表選挙が確定した旨を連絡すること。
 2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は関係政党等間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算表により確認した後に行うこと。
 3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

(3) 最高裁判所裁判官国民審査（様式8）

国審確定	第〇区-〇〇		市町名 (福井市、越前市にあっては開票区名)	
最高裁判所裁判官国民審査 開票結果（確定）				

後 午 前	時 分 送信	確 定 時 刻	後 午 前	時 分	送 信 者	受 信 者		検 印
裁判官氏名	罷免を可とする投票 (A)	罷免を可としない投票 (B)		記載無効 (C)	有効投票数 (A)+(B)+(C) (D)	無効投票数 (E)		
						投票総数 (F) (D)+(E)		
						持ち帰りその他 (G)		
						投票者総数 (H) (F)+(G)		
						無効投票率 (E)/(F)		

- (注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙を FAX 送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当者職員名および国民審査が確定した旨を連絡すること。
 2 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

7 その他

- (1) 開票中間速報時刻一覧表に基づき、正確に報告すること。
 - ア 報告時刻は4分ずつずらしてあるが、他市町の報告に支障を来たさないよう FAX の時間を厳守すること。
 - イ 速報計画は、第15報（午前2時20分）までとしているが、確定がこれ以降になる場合は、引き続き20分刻みで速報すること。
- (2) あらかじめ速報担当職員を指定しておき、速報が遅れないようにすること。
- (3) 県への報告は、専用電話、専用FAXで行うこと。
- (4) 小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票結果速報（投票結果）については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。
- (5) 小選挙区選出議員選挙の候補者別得票数の中間速報（小選中間）および比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等別得票数の開票状況速報（比例・開票状況）については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。
- (6) 小選挙区選出議員選挙における候補者別得票数の確定報告（小選確定）については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。

なお、県の点検終了の連絡があるまでは、問い合わせ等に速やかに対応できる体制を維持すること。また、市町が公表した内容に訂正すべき点があった場合は、各市町においてその内容を直ちに公表すること。
- (7) 比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等別得票数の確定報告（比例確定）および最高裁判所裁判官国民審査の罷免を可とする投票数、罷免を可としない投票数等の確定報告（国審確定）については、県から公表してよい旨の連絡を受けた後、その速報の内容を発表することは差し支えないこと。
- (8) 市町から報道機関に発表する場合は、県に報告した様式で行うことが望ましいこと。

◎文書で報告する事項

小選挙区選出議員選挙に係る開票結果報告書（様式9）

小選挙区選出議員選挙の開票結果報告は、次の様式9により、別に指定する日時に
関係書類を添付の上、持参すること。

(様式9)

第 号
平成 年 月 日

衆議院小選挙区選出議員選挙
福井県第 区選挙区選挙長 様

福井県 市（町）開票管理者

印

開票結果報告書

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第 区選挙区）の
開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (B-A)	票
有効投票総数	票	全候補者の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票 数	票
いずれの候補者 にも属しない 有効投票数	票	無効投票数	票		

候補者別得票数

候補者の氏名	得票数
	票
	票
	票
	票
	票
得票総数	票

(注) 開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

比例代表選出議員選挙に係る開票結果報告書（様式10）

比例代表選出議員選挙の開票結果報告は、様式10により、別に指定する日時に関係書類を添付の上、持参すること。

(様式10)

第 号
平成 年 月 日

衆議院比例代表選出議員選挙
福井県選挙分会長

様

福井県 市（町）開票管理者

印

開票結果報告書

平成21年8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。

記

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (B-A)	票
有効投票総数	票	全衆議院名簿 届出政党等の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票 数	票
いずれの衆議院 名簿届出政党等 にも属しない 有効投票数	票	無効投票数	票		

衆議院名簿届出政党等別得票数（別紙開票録写しのとおり）

(注) 開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

最高裁判所裁判官国民審査に係る開票結果報告書（様式11）

最高裁判所裁判官国民審査の開票結果報告は、様式11により、別に指定する日時に関係書類を添付の上、持参すること。

(様式1 1)

第 号
平成 年 月 日

最高裁判所裁判官国民審査
福井県審査分會長

樣

福井県 市（町）開票管理者

印

開票結果報告書

平成21年8月30日執行の最高裁判所裁判官国民審査における開票の結果は、次のとおりであるから開票録の写しを添えて報告する。

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (B-A)	票
有効投票総数	票	無効投票 総数	票	無効投票率	%

(注) 開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

8 開票中間速報時刻一覧表

区分 市町名 (開票区名)	開票 開始 時刻															
		1報	2報	3報	4報	5報	6報	7報	8報	9報	10報	11報	12報	13報	14報	15報
県発表	9:30	10:00	10:30	10:50	11:10	11:30	11:50	0:10	0:30	0:50	1:10	1:30	1:50	2:10	2:30	
福井県第1区選挙区																
福井市 (福井市第1)	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
永平寺町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
福井県第2区選挙区																
大野市	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
勝山市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
鯖江市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
あわら市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
越前市 (今立)	9:20	—	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
坂井市	9:30	—	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
池田町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
福井県第3区選挙区																
福井市 (福井市第2)	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
敦賀市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
小浜市	9:20	—	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
越前市 (武生)	9:20	—	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
南越前町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
越前町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
美浜町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
高浜町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
おおい町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
若狭町	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17

(注) 報告時刻は厳守すること。

(参考) 市町別開票開始時刻一覧

市町名 (開票区名)	開票開始時刻	市町名 (開票区名)	開票開始時刻
福井県第1区選挙区		福井県第3区選挙区	
福井市 (福井市第1)	午後9時15分	福井市 (福井市第2)	午後9時15分
永平寺町	〃 9時00分	敦賀市	〃 9時00分
福井県第2区選挙区		小浜市	〃 9時20分
大野市	午後9時15分	越前市 (武生)	〃 〃
勝山市	〃 9時00分	南越前町	〃 9時00分
鯖江市	〃 〃	越前町	〃 〃
あわら市	〃 〃	美浜町	〃 〃
越前市 (今立)	〃 9時20分	高浜町	〃 〃
坂井市	〃 9時30分	おおい町	〃 〃
池田町	〃 9時00分	若狭町	〃 9時15分

9時00分開票

4市7町

9時15分開票

2市1町(4開票区)

9時20分開票

2市(3開票区)

9時30分開票

1市

(2) 投・開票速報実施要領

1 速報の内容

○…FAX △…ペーパー ●…オンライン ◎…メール

項目	速報内容	市町選管		県選管				備考
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省	
1 当日有権者数	当日有権者数に関する報告	8:30	○	9:40	◎△			9:50 全市町から報告
2 投票状況 ①期日前投票	期日前投票者数に関する報告（小選挙区のみ）	9:00	○	11:00	○△	12:00	◎	11:10 全市町から報告
②中間投票率	中間投票状況に関する報告（小選挙区のみ）							
	第1報	9:20	○	9:40	◎△			9:50 全市町から毎時00分現在を報告（12:00現在の報告は不要）
	第2報	10:20	○	10:40	◎△	11:00	●	10:50
	第3報	11:20	○	11:40	◎△	12:00	●	11:50
	第4報	13:20	○	13:40	◎△			13:50
	第5報	14:20	○	14:40	◎△	15:00	●	14:50
	第6報	15:20	○	15:40	◎△			15:50
	第7報	16:20	○	16:40	◎△	17:00	●	16:50
	第8報	17:20	○	17:40	◎△			17:50
	第9報	18:20	○	18:40	◎△	19:00	●	18:50
	第10報	19:30	○	19:50	◎○△	20:30	●	20:00 第10報の報道発表は、期日前・不在者投票を含むが、総務省への報告は、期日前・不在者投票を含まない。
				(19:00現在で20:00推計)		(19:30現在)		(20:00推計)
③投票結果	投票結果に関する報告（小選挙区、比例代表、国民審査）	21:30	○	22:00	◎○△			22:10 全市町から報告
				23:00	◎△	確定後	○●	23:10 確定次第、総務省に報告 (小選挙区別の投票結果のみFAXで総務省に報告)
開票中間	①小選挙区 選挙区別市町別候補者別得票数	第1回	21:20	○	21:30	◎△		21:40 越前市(今立開票区)、坂井市、小浜市、越前市(武生開票区)は、第1回報告を省略
		第2回	21:50	○	22:00	◎△		22:10
		第3回	22:20	○	22:30	◎△		22:40
		第4回	22:40	○	22:50	◎△		23:00 21:20から22:20までは30分ごと、22:20からは20分ごとに市町から報告
		第5回	23:00	○	23:10	◎△		23:20
		第6回	23:20	○	23:30	◎△		23:40
		第7回	23:40	○	23:50	◎△		0:00
		第8回	0:00	○	0:10	◎△		0:20
		第9回	0:20	○	0:30	◎△		0:40
		第10回	0:40	○	0:50	◎△		1:00
		～	～	～	～	～		～

項目	速報内容	市町選管		県選管				備考				
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	中央選管					
開票中間	②比例代表	市町別政党等別得票数		第1回	隨時	(○)	22:00	◎△	21:55	●	22:10	確定した市町の開票結果を集計
		第2回	随时	(○)	23:00	◎△	22:55	●	23:10			
		第3回	随时	(○)	0:00	◎△	23:55	●	0:10			
		第4回	随时	(○)	1:00	◎△	0:55	●	1:10			
	未確定市町の開票状況	~	~	~	~	~	~	~	~	毎時10分現在で確定していない市町は0:20までに報告 以後、1時間ごとに報告→確定個票の「落とし」		
		第1回	0:20	○	0:30	△						
		第2回	1:20	○	1:30	△						
		~	~	~	~	~						
開票結果	①小選挙区	選挙区別市町別候補者別得票数 (政党別得票数、法定得票数、供託物没収点を含む)		選挙区確定後	◎△	選挙区確定後	○●	選挙区確定10分後	各選挙区内市町確定後に、報道発表および総務省に報告			
		市町の確定個票		隨時	○	隨時	△		確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」			
	②比例代表	市町別政党等別得票数		全市町確定後	◎△	全市町確定後	●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告			
		市町の確定個票		隨時	○	隨時	△		確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」			
③国民審査	市町別罷免を可とする投票数等		全市町確定後	◎△	全市町確定後	○●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告				
	市町の確定個票		隨時	○	隨時	△		確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」				

※ 福井市、越前市は、それぞれ2開票区に分かれるので注意すること。

(注)

- 1 選管専任書記は7:00までに、横川書記、中嶋書記は9:00までに、その他の職員は20:00までに市町村課に集合(20:20までに6階大会議室入室)すること。
- 2 服装は、通常の勤務と同じ服装であること。
- 3 県庁地下駐車場および県庁構内への駐車はできること。
- 4 電卓、ホッチキス、黄色マーカー(チェック用)、付箋、鉛筆、ボールペン、定規等の消耗品は各自で用意すること。

2 各班事務分担表

分担事務		担当者	事務内容
1	投票当日の有権者数の受信、集計	岩佐浩、前田、横川（HP）、永田	①全市町から 8:30までに報告（FAX） ②9:40発表
2	期日前投票者数の受信、集計、発表および報告（小選挙区のみ）	岩佐浩、前田、横川（HP）、永田、中嶋	①全市町から 9:00までに報告（FAX） ②11:00発表 ③12:00 総務省へ報告（メール）
3	中間投票率の受信、集計、発表および報告（小選挙区のみ）	岩佐浩、前田、横川（HP）、永田、中嶋	全市町から次の時刻に受信（FAX）、発表、総務省へ報告 （受信） （発表） （総務省報告） ① 9:00現在 → 9:20 → 9:40 ② 10:00現在 → 10:20 → 10:40 → 11:00 ③ 11:00現在 → 11:20 → 11:40 → 12:00 ④ 13:00現在 → 13:20 → 13:40 ⑤ 14:00現在 → 14:20 → 14:40 → 15:00 ⑥ 15:00現在 → 15:20 → 15:40 ⑦ 16:00現在 → 16:20 → 16:40 → 17:00 ⑧ 17:00現在 → 17:20 → 17:40 ⑨ 18:00現在 → 18:20 → 18:40 → 19:00 ⑩ 20:00現在 → 19:30 → 19:50 → 20:30 (19:30現在) ※19:00現在で20:00時点を推計して報告
4	受信班	①貴志 福井市（福井市第1）、 福井市（福井市第2）、 小浜市、越前町 ②廣作 敦賀市、 越前市（今立）、 越前市（武生）、 美浜町 ③林（人企） 大野市、南越前町、 おおい町 ④平田 勝山市、鯖江市、 永平寺町、池田町	次の報告の受信（FAX）、記載内容の確認 ①投票結果（21:30までに） ②小選挙区開票中間（21:13～） ③比例代表開票状況（未確定市町） (00:20～（1時間ごと）) ④開票結果（小選・比例・国審） ※ 投票結果および小選挙区開票中間が指定した時間までに未着の場合、直ちに送付するよう連絡する。 ※ 比例代表および国民審査の開票結果については、指示があるまで待機するよう連絡し、連絡調整班長の指示に従い、各市町に開票結果発表の許可（国民審査については、併せて待機解除）の連絡をする。 ※ 福井市、越前市は、それぞれ2開票区から別々に報告されることに注意すること。

分担事務	担当者	事務内容
	⑤酒井 あわら市、坂井市、 高浜町、若狭町 (補助者：奥村) ※ 補助者は、調整係の指示があった場合、受信班の業務を行う。	
5 連絡調整班	班長：岩佐浩 (1) FAX係 横山、奥村 (2) 連絡係 吉田、中島 (3) 調整係 永田	①会場内の総合連絡 ②速報用紙の回送、コピー ③速報に異常がある場合の対応 ④開票確定報告の最終チェック
6 審査・集計班	比例代表国民審査班長：坪田 小選挙区審査班長：南谷 (1) 小選挙区投票結果・開票確定集計係 岩佐誠、菊地	(1) 投票結果 ①全市町から 21:30までに報告 ②22:00発表(速報) ③23:00発表(確定) → 総務省報告 (2) 開票結果 ①各市町からの報告に基づき入力 ②発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ※選挙区内の全市町の結果を入力後に帳票出力 (発表事項) ・選挙区分別市町別候補者別得票数 ・法定得票数および没収点 ・政党別得票数 ③報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付 ④ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付
	(2) 小選挙区開票集計係(中間) 橋本、山口(税務)	①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ※各市町からの報告時刻は、要領参照 ※県の発表時刻は、要領参照 ④報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付 ⑤ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付

分担事務	担当者	事務内容
(3) 比例代表投票結果・開票確定集計係	大壁、齊藤（税務）	<p>(1) 投票結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全市町から 21:30までに報告 ②22:00 発表（速報） ③23:00 発表（確定） → 総務省へ報告 <p>(2) 開票中間（確定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 <p>※県の発表時刻は、22:00から1時間ごと（毎時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ④報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付 ⑤ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付
(4) 国民審査投票結果・開票確定集計係	国審・投票結果 坪田、中嶋 国審・開票確定 岩佐誠、菊地 ※坪田、中嶋は、国民審査投票結果の集計（入力）が終了後、それぞれ比例代表・国民審査審査係、総務省報告係の業務を行う。 ※岩佐誠、菊地は、小選挙区開票確定集計作業が終了後、国民審査開票確定集計作業を行う。	<p>(1) 投票結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全市町から 21:30までに報告 ②22:00 発表（速報） ③23:00 発表（確定） → 総務省へ報告 <p>(2) 開票結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各市町からの報告に基づき入力 ②全市町分を入力後、発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ③報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付 ④ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付 <p>※ 国民審査確定集計に当たっては、小選挙区確定集計を優先させること。</p>
(5) 審査係	(比例代表、国民審査) 坪田、志尾、真柄 (小選挙区) 南谷、三寺、中村 (情法)	<ul style="list-style-type: none"> ①連絡班から回付された市町個票を集計係へ回付し、入力指示（班長） ②集計係が出力した帳票を審査し、広報班へ回付
(6) 総務省報告係	中嶋	実施要領に基づき、総務省へ報告
6 質疑班	竹内、前田	質疑応答
7 総括広報班	平林、加藤	<ul style="list-style-type: none"> ①集計、広報の総括 ②広報課との連絡
8 ホームページ班	班長：白崎 横川	当日有権者数、中間投票率、期日前投票結果、投票結果、開票中間速報、開票結果をホームページにアップロード（アップの前に必ず読み合わせを行う。）

分担事務		担当者	事務内容
9 発表記録班 記者速報室		広報課	<p>発表データを各報道機関へ提供</p> <p>①紙資料の配付（県政記者室）</p> <p>②一斉メール送信</p> <p>※ 期日前投票結果、中間投票率第10報、 投票結果（速報）のみ、一斉FAXを行う。</p>

(4) 投・開票速報用対局電話一覧

市町名	対局電話番号	FAX番号	県FAX番号	担当者	確定報告連絡用電話番号	備考
福井市 (福井市第1)	(0776) 63-5529	(0776) 63-5529				
福井市 (福井市第2)	(090) 8968-6778	(0776) 63-5529	(0776) 20-0409	① 貴志	(0776) 20-0681	質疑専用 電話番号 (0776) 20-0404
小浜市	(0770) 52-4471	(0770) 52-4479				
越前町	(0778) 34-8728	(0778) 34-8729	(0776) 20-0403			
敦賀市	(0770) 21-7040	(0770) 21-7041				
越前市 (今立)	(0778) 22-3043	(0778) 22-3049	(0776) 20-0409	② 廣作	(0776) 20-0682	
越前市 (武生)	(0778) 22-3043	(0778) 22-3049				
美浜町	(0770) 32-0921	(0770) 32-0922	(0776) 20-0403			
大野市	(0779) 65-6062	(0779) 65-6063	(0776) 20-0409			
南越前町	(0778) 47-3935	(0778) 47-3936	(0776) 20-0403	③ 林	(0776) 20-0683	
おおい町	(0770) 77-1111	(0770) 77-1289				
勝山市	(0779) 88-1265	(0779) 88-1266	(0776) 20-0409			FAX番号 (0776) 20-0405
鯖江市	(0778) 51-4316	(0778) 51-4317				
永平寺町	(0776) 63-3066	(0776) 63-3098	(0776) 20-0403	④ 平田	(0776) 20-0684	
池田町	(0778) 44-7451	(0778) 44-7452				
あわら市	(0776) 73-2907	(0776) 73-2908	(0776) 20-0409			
坂井市	(0776) 67-4691	(0776) 67-4697				
高浜町	(0770) 71-0124	(0770) 71-0126	(0776) 20-0403	⑤ 酒井	(0776) 20-0685	
若狭町	(0770) 45-2594	(0770) 45-2595				

(注) 投票当日の有権者数、投票状況(中間・結果)、開票中間状況、開票結果すべてについて、上記のFAX番号(市: 0776-20-0409、町: 0776-20-0403)に報告すること。

開票結果が確定した場合は、開票中間の定時報告時刻以外の空き時間に速報用紙をFAX送信し、その後、直ちに電話により市町名、速報担当職員名および〇〇選挙が確定した旨を連絡すること。

無効投票の投票総数に占める割合が、小選挙区選出議員選挙について3.5%、比例代表選出議員選挙について7.0%を超えた場合には、無効投票の主な内訳を電話照会するので、上記報告は無効投票の主な内訳を確認した後に行うこと。

確定報告後においても、県選挙管理委員会からその内容について照会があるので、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまで、開票立会人、事務従事者等を待機させること。

なお、故障等により上記番号の通信が不能となった場合の緊急連絡FAX番号は、0776-20-0407とする。

計付配紙用票投

第45回參議院議員選舉本邦第21回最高裁判所裁判官民審查

【投票用紙等配布部数一覧】

平成21年 6月2日現在所 選挙人名簿 登録者 数	投票 票 数	1 投票用紙 点字 投票用紙 (点字)	2 投票用紙 船員不在者 投票用紙 (点字)	3 投票用紙 船員不在者 投票用紙 (点字)	3-2 投票用紙 船員不在者 投票用紙 (点字)	4 投票用紙 不在者 投票用紙 (点字)	5 投票用紙 不在者 投票用紙 (点字)	6 投票用紙 不在者 投票用紙 (点字)	7 郵便等による不在 者投票用紙 (通常用)	
(小・比・最)	(小・比・最)	(小・比・最)	(最)	(小・比兼用)	(最)	(小・比兼用)	(最)	(小・比・最)	(小・比・最)	(小・比・最)
福井市	215,319	106	220,000	1,300					2,300	200
敦賀市	54,580	28	56,000	200	50	50	50	50	800	100
小浜市	25,632	18	30,000	100	30	30	30	30	600	80
大野市	31,068	27	32,000	100					1,000	100
勝山市	21,985	20	26,000	100					700	100
鯖江市	53,774	18	55,000	200					1,500	100
あわら市	25,323	17	27,000	100					800	100
越前市	66,788	32	68,500	220					1,500	400
坂井市	74,241	33	76,000	120	15	15	30	15	600	40
市計	568,710	299	590,500	2,440	95	95	110	95	9,800	1,220
永平寺町	16,004	19	17,000	50					200	50
池田町	2,894	7	3,400	5					50	20
南越前町	9,915	16	10,500	20					200	30
越前町	19,838	26	21,500	70					500	70
美浜町	9,079	8	10,100	10					150	50
高浜町	9,006	13	9,600	20	100	100	200	200	200	30
おおい町	7,169	22	7,900	50					250	60
若狭町	13,429	11	14,500	20					200	50
町計	87,334	122	94,500	245	100	100	200	200	1,750	360
予備	—	—	1,000	215	105	105	90	105	2,050	220
県計	656,044	421	686,000	2,900	300	300	400	400	13,600	1,800

	郵便等による不在投票用封筒内 者投票用封筒内 (代理記載者用)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		(小・比・最)	(小・比・最)	(小・比・最)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)
福井市		20	2,500	300	200	200	100	50	10	10	10
敦賀市		30	930	150	100	100	50	30	10	10	10
小浜市		20	700	100	100	50	50	50	10	10	10
大野市		10	1,300	100	100	100	100	50	50	10	10
勝山市		50	1,000	150	150	100	100	50	50	10	10
鯖江市		50	1,650	100	100	100	50	50	50	50	50
あわら市		50	950	100	100	100	50	50	50	50	50
越前市		100	2,000	150	600	600	300	300	300	300	300
坂井市		10	650	120	50	50	40	10	40	10	10
市計		340	11,680	1,270	1,500	1,400	840	640	570	460	460
永平寺町		40	300	50	100	100	50	40	50	50	50
池田町		10	80	20	30	30	20	20	20	10	10
南越前町		30	200	40	30	30	30	30	30	30	30
越前町		30	600	70	100	100	50	30	50	30	30
美浜町		20	220	20	100	100	50	50	50	50	50
高浜町		20	250	50	150	150	30	20	30	20	20
おおい町		60	330	60	200	200	60	60	60	60	60
若狭町		20	270	50	100	100	50	50	50	50	50
町計		230	2,250	360	810	810	340	300	340	300	300
予備		230	2,470	170	290	290	220	160	90	90	90
県計		800	16,400	1,800	2,600	2,500	1,400	1,100	1,000	850	850

	18 代理記載ができる 代理記載人と代理記載人と 障害証明書、郵便等による不在者、 郵便等による不在者 の該当なるべき者のなることの交付申請書	19 届出書同意書および 旨の届出書	20 (兼用)	21 (兼用)	22 (兼用)	23 (兼用)	24 選挙人名簿	25 選挙人名簿	26 不在者投票登録証明書	27 代理投票登録証明書	28 在外投票に 関する調書
	21 投票における投票登録証明書	22 投票における投票登録証明書	23 投票における投票登録証明書	24 投票における投票登録証明書	25 投票における投票登録証明書	26 投票における投票登録証明書	27 投票における投票登録証明書	28 投票における投票登録証明書			
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	600	10
敦賀市	10	10	10	10	10	10	10	10	100	150	3
小浜市	10	10	10	10	50	50	5	5	50	100	3
大野市	10	10	10	10	50	10	10	10	100	100	6
勝山市	10	10	10	10	100	10	5	10	100	100	3
鯖江市	50	50	50	10	100	100	5	5	60	150	3
あわら市	50	50	50	10	100	100	20	20	100	100	3
越前市	80	300	300	20	300	300	30	30	240	240	10
坂井市	10	10	10	10	40	10	15	15	50	150	3
市計	240	460	460	100	760	600	110	115	810	1,690	44
永平寺町	30	30	30	10	50	50	20	20	100	150	15
池田町	10	10	10	10	20	10	5	5	20	30	3
南越前町	30	30	30	10	30	30	15	15	60	60	3
越前町	30	30	30	10	70	30	10	10	80	150	3
美浜町	50	50	50	10	50	50	15	15	50	40	3
高浜町	20	20	20	10	30	20	20	20	30	50	3
おおい町	60	60	60	20	60	60	20	20	80	120	6
若狭町	50	50	50	10	50	50	10	10	100	100	6
町計	280	280	280	90	360	300	115	115	520	700	42
予備	130	110	110	60	180	200	125	120	270	610	64
県計	650	850	850	250	1,300	1,100	350	350	1,600	3,000	150

	29 在外選挙人 の不在者投票 に関する 調 査 書	30 投 票 票	31 投 票 所 録	32 日 期 投 票 票	32-2 前 期 投 票 票	33 日 期 投 票 票	34 前 期 投 票 票	35 継 書	36 開 票 録	37 空虚確認書 投票用紙等 受払計算書	38 開 票 報 告	39 果 書 あ ん 分 算
	(小・比)	(小・比・最)	(小・比)	(小・比)	(最)	(小・比)	(小・比・最)	(小・比・最)	(小・比・最)	(兼用)	(小・比・最)	(小・比)
福井市	10	300	10	300	200	50	50	3	300	300	3	20
敦賀市	10	100	3	30	30	30	80	6	100	70	4	20
小浜市	3	60	3	0	30	30	40	5	60	60	5	20
大野市	6	70	6	40	40	20	60	3	70	70	3	20
勝山市	3	80	3	0	30	30	100	3	75	75	2	20
鯖江市	3	60	3	30	30	30	30	4	60	60	4	20
あわら市	3	60	3	30	30	30	40	3	60	60	3	40
越前市	30	100	10	30	45	30	50	6	100	100	8	20
坂井市	3	70	3	0	50	90	150	3	80	80	3	20
市計	71	900	44	460	485	340	600	36	905	875	35	200
永平寺町	15	40	15	0	90	30	50	5	50	50	5	20
池田町	3	20	3	3	30	30	20	3	20	20	2	20
南越前町	3	40	3	50	40	30	40	3	40	40	6	60
越前町	3	80	3	100	100	30	70	3	80	80	3	20
美浜町	3	25	3	0	30	30	32	3	25	25	2	20
高浜町	3	30	3	0	30	30	60	3	30	50	2	20
おおい町	6	70	6	60	60	60	120	6	90	90	4	40
若狭町	6	30	6	50	50	50	70	3	30	30	2	20
町計	42	335	42	263	430	290	462	29	365	385	26	220
予備	47	165	64	127	135	120	138	35	130	140	29	80
県計	160	1,400	150	850	1,050	750	1,200	100	1,400	1,400	90	500

	付せん(小・比)							付せん(最)							投票記載台用表示	
	個々点検						個々点検						集計表 (その1~4)	(小・比)		
	有効	無効	あん分	効力決定	点検集計表	投票の内訳	その1	その2	その3	その4	その5	その6				
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	1,500		
敦賀市	1,000	500	200	500	200	50	1,600	300	1,800	300	300	30	200	700		
小浜市	1,000	500	200	500	100	50	1,000	150	1,000	200	200	20	150	300		
大野市	1,000	500	200	500	100	50	1,000	200	1,000	200	300	30	200	400		
勝山市	1,000	500	100	500	150	50	1,000	300	1,000	300	300	50	150	300		
鯖江市	1,200	500	200	500	10	10	1,200	300	1,200	300	300	30	200	400		
あわら市	1,000	500	200	500	100	30	1,000	100	1,000	200	200	20	200	300		
越前市	50	50	50	50	50	50	1,800	260	2,100	360	400	40	280	400		
坂井市	10	10	10	100	10	10	500	100	1,500	100	100	20	300	400		
市計	6,270	3,070	1,170	3,160	730	310	9,110	1,720	10,610	1,970	2,110	250	1,690	4,700		
永平寺町	700	250	200	250	120	90	700	150	1,000	150	300	30	150	150		
池田町	200	50	20	100	10	20	400	50	400	50	100	10	30	50		
南越前町	500	200	100	200	100	30	400	70	600	50	100	10	100	100		
越前町	800	300	200	200	50	50	900	150	1,000	200	200	20	200	300		
美浜町	500	200	200	200	50	30	400	50	600	50	100	10	50	50		
高浜町	500	200	100	200	50	30	400	50	600	50	100	10	50	70		
おおい町	800	200	150	150	100	60	500	100	700	100	200	20	150	150		
若狭町	800	200	200	200	50	30	600	100	600	100	100	20	200	200		
町計	4,800	1,600	1,170	1,500	530	340	4,300	720	5,500	750	1,200	130	930	1,070		
予備	230	230	260	240	240	200	190	260	490	180	390	170	330	130		
県計	11,300	4,900	2,600	4,900	1,500	850	13,600	2,700	16,600	2,900	3,700	550	2,950	5,900		

	43 投票区 氏名 掲示	44 投票上 注意書き	45 選舉公 審査公 報(最)	46 不在者投票記載所 名稱等 掲示	47 期日前投票記載所 名稱等 掲示	48 投票所内 投票記載所 名稱等 掲示	49 点字候補者等名簿 字裁判官名簿	50 (小・比) (最)
	(最)	(最)		(比)	(比)	(比)	(比)	不在者投票用 期日前投票用 投票当日用
福井市	250	250	106,910		40	250	1,500	30 150
敦賀市	60	60	28,000		6	60	1,000	10 60
小浜市	40	40	11,800		6	40	300	3 38
大野市	50	50	13,000		11	70	400	10 60
勝山市	60	60	9,000	47と併せて	6	60	300	期日前投票用と併せて 8 45
鯖江市	50	50	23,000		6	50	400	8 55
あわら市	40	40	11,500		10	50	300	8 40
越前市	75	75	28,000		10	75	400	10 75
坂井市	100	100	29,500		10	70	400	10 70
市計	725	725	260,710	0	105	725	5,000	0 97 593
永平寺町	40	40	7,000		15	50	140	9 35
池田町	15	15	1,300		5	15	50	3 15
南越前町	32	32	3,800		15	32	110	9 32
越前町	60	60	7,800		10	60	300	10 60
美浜町	16	16	4,000		5	16	50	3 16
高浜町	26	26	4,200		5	26	70	3 26
おおい町	50	50	3,500		10	50	150	8 48
若狭町	70	70	5,200		10	70	200	5 70
町計	309	309	36,800	0	75	319	1,070	0 50 302
予備	26	26	1,000	0	20	56	80	0 53 55
県計	1,060	1,060	298,510	0	200	1,100	6,150	0 200 950